



福岡医発第 363 号（地）
令和 2 年 5 月 2 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の
人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめについて

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いにつきましては、本年 4 月 23 日付（福岡医発第 267 号（地））文書等にてご連絡申し上げたところです。

今般、これまで示されてきた当該臨時的な取り扱いをまとめたページが厚生労働省ホームページに掲載された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。掲載先は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

掲載先：厚生労働省ホームページ

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>

【添付資料】

○ 令和 2 年 4 月 20 日 介護保険最新情報 vol. 820

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

(介 29)
令和 2 年 4 月 23 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の
人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめについて

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いにつきましては、本年4月17日付（介24）文書等にてご連絡
させていただいているところです。

今般、これまで示されてきた当該臨時的な取り扱いをまとめたページが
厚生労働省ホームページに掲載されましたのでご連絡申し上げます。

掲載先は下記のとおりです。

○「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いについて」のまとめページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

○令和 2 年 4 月 20 日 介護保険最新情報 vol.820

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「新型コロナウイルス感染症に係る介護
サービス事業所の人員基準等の臨時的な
取扱いについて」のまとめについて

計 1 枚（本紙を除く）

Vol.820

令和2年4月20日

厚 生 労 働 省 老 健 局

認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3975、3971、3979、3948)
FAX : 03-3595-4010

事務連絡
令和2年4月20日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いについて」のまとめについて

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等でお示ししているところです。

今般、これまでお示ししてきた「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」について、まとめたページを厚生労働省 HP 上に掲載（下記リンク）いたしましたので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

記

- 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめページ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>